

1. 水道料金と料金算定の仕組み

1) 水道事業運営と水道料金について

(1) 水道事業の特色

水道事業は、電気、ガス、鉄道などの諸事業と同様に、公益事業の一種で、住民が生活する上で必用不可欠なインフラであり、極めて高い公共性を担っています。

一方で、水道事業の多くは、市町村等が住民の福祉増進を目的として経営する地方公営企業であり、「独立採算」で経営されていることから、企業としての経済性も求められます。

水道事業者が提供する給水サービスは、独占的に提供されるため（水道事業の独占経営）、住民の利益保護の観点から、公共的な特別の規制を受けます。（水道事業の公共性規制）

水道事業の公共的規制の内容は、水道法、地方公営企業法、その他関係法令に規定されており水道事業の運営全般にわたっています。このうち、水道サービス水準と水道料金についてはサービスの普遍的供給、サービスの即応、適正料金、サービスの安全提供等の義務原則があり適正な対価により継続的なサービスの提供を実施することが課せられています。

(2) 経営の基本原則

水道事業は、「清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与すること（水道法第1条）」を目的とし、「常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない（地方公営企業法第3条）」という基本原則に基づき経営されています。

(3) 独立採算制

①独立採算制の原則

水道事業の経営は、これまで述べてきましたが、「地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない」（地方公営企業法第17条の2第2項）という「独立採算制の原則」をとっています。これは水道事業は税金によらず、使用水量に応じて水道使用者に支払ってもらう料金収入などの収入によって運営されなければならないというものです。

②経費負担の原則

「その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費」あるいは「当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが困難であると認められる経費」があり、これらについては一般会計等が負担することとなっています。（地方公営企業法第17条の2第1項第1号及び第2号）

ただし、この経費の負担原則による、一般会計等が負担すべき経費は、消火栓、公共の消防のための水道使用や公園等の公共施設における水道の無償使用といった行政経費に限られています。

※総務省の繰出基準により一般会計等が繰り出す経費については、上記以外に下記の2点があります。

1. 地方公営企業法第17条の3（補助）
2. 地方公営企業法第18条（出資）又は第18条の2（長期貸付）

(4) 公正妥当な料金設定

水道料金は「公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない（地方公営企業法第21条第2項）」とされています。

水道料金の決定原則

①公正妥当性

・適正なサービスと料金水準　・公平な料金体系

②適正な原価

・原価主義　（総括原価と個別原価）

③健全運営の確保

・事業報酬（資産維持費）

(5) 料金決定の主要基準

水道料金の決定基準は、独立採算制の原則の下、料金は、そのサービスの生産・供給に要する原価を基に決定すべきとされる原価主義の考え方が基本となります。

あわせて、水道使用者の負担能力、あるいは水道使用者がサービスについて認める価値を基に料金を設定する負担力・価値基準に基づく料金設定の考え方も併用されています。

料金決定の主要基準

料 金 体 系

①原価主義

→ ①個別原価主義を基調（口径別料金体系）

②負担力・価値基準

→ ②生活用水の安定供給のための遞増料金制の採用や生活用水への配慮（用途別料金体系）

なお、料金算定の仕組みについては、現行の料金シミュレーションを用いた料金改定の手順の中で、適宜説明致します。